

広島市水道局競争入札参加資格者指名停止審査会設置要領

(平成25年5月31日制定・令和元年7月10日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札参加資格者に対して指名停止の措置を行うに際し、広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年4月1日施行。以下「要綱」という。)第8条の2第1項の規定により事前に審査を行わせるため、広島市水道局競争入札参加資格者指名停止審査会の設置及び審査の対象となる指名停止の措置並びに構成その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 要綱第8条の2第2項の規定に基づき、広島市水道局競争入札参加資格者指名停止審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査の対象となる指名停止の措置)

第3条 審査会における審査の対象となる指名停止の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 競争入札参加資格者に対し、要綱別表各号に規定する措置要件のうち、期間が長期及び短期をもって定められているものに該当したために行おうとするもの
 - (2) 競争入札参加資格者に対し、要綱第4条第4項から第6項までの規定に該当すると認められたため、措置要件に定める指名停止の期間を短縮し、若しくは延長し、又は当該期間とは別の期間を定めて行おうとするもの
 - (3) 競争入札参加資格者に対し、広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置運用基準(平成16年6月1日施行)第5の9の(4)のただし書の規定に該当すると認められたために行おうとするもの
 - (4) 現に指名停止の措置を行っている競争入札参加資格者に対し、要綱第5条の規定に該当すると認められたため、当該指名停止の期間を変更しようとするもの
 - (5) その他管理者が必要と認めるもの
- 2 第1項第1号の「競争入札参加資格者」とは、要綱第1条の2第2号に規定する有資格業者をいう。

(構成等)

第4条 審査会は、広島市水道局競争入札参加条件選定委員会の委員をもって構成する。

- 2 管理者が特に必要があると認めた場合は、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ管理者、財務担当部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(持回り審議)

第6条 会長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

- 2 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、財務課において処理する。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年7月10日から施行する。